

消費税法等の改正

目 次

一 適格請求書等保存方式に係る見直し… 691	三 その他の改正…………… 704
二 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し…………… 701	

はじめに

令和4年度税制改正においては、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に係る各種見直しが行われるとともに、外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）において免税購入可能な者の範囲の見直し等が行われたほか、所要の改正が行われています。

本稿の改正内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第4号。以下「改正法」といいます。）は、去る令和4年3月22日に参議院本会議で可決・成立し、同月31日に公布されています。また、関係政省令等も同日にそれぞれ次のとおり公布されています。

- ・ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（令

和4年政令第139号。以下「改正消令」といいます。）

- ・ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第152号）
- ・ 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第18号。以下「改正消規」といいます。）
- ・ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第25号）
- ・ 消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第115号）

一 適格請求書等保存方式に係る見直し

1 適格請求書発行事業者登録制度の見直し

(1) 改正前の制度の概要

① 適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置

令和5年10月1日に施行される適格請求書等保存方式の下では、仕入税額控除制度の適用を受けるために、原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書（以下「適格請求書等」といいます。）の保存が必要とされ、課税資産の譲渡等について適格請求書等を交付しようと

する課税事業者は、あらかじめ適格請求書発行事業者の登録を受ける必要があります（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「平成28年改正法」といいます。）による改正後の消法30、57の2①）。

この適格請求書発行事業者の登録は、課税事業者であることが前提とされており、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には課税事業者となる必要があるため、その登録は原則として課税期間を単位として行うこととなりますが、令和5年10月1日の属する課税期間に免税事業者が適格請求書発

行事業者の登録を受ける場合には、課税期間の途中であっても適格請求書発行事業者の登録を受けた日（以下「登録日」といいます。）から課税事業者（適格請求書発行事業者）になることができることとされています（以下「適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置」といいます。）（改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「旧平成28年改正法」といいます。）附則44④）。

（注） 課税事業者選択届出書を提出して免税事業者から課税事業者となる場合は、原則として2年間は免税事業者に戻ることができないこととされています（消法9⑥）が、令和5年10月1日の属する課税期間において適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受ける場合には、こうした制限はありません。

また、簡易課税制度の適用を受けようとする者は、原則としてその適用を受けようとする課税期間の開始前に簡易課税制度選択届出書を提出する必要がありますが、令和5年10月1日の属する課税期間において適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受けた者が、当該課税期間中に当該課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載して簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなして、当該課税期間から簡易課税制度を適用できることとされています（改正前の消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号。以下「旧平成30年改正消令」といいます。）附則18）。

② 適格請求書発行事業者の登録拒否要件及び登録取消要件

適格請求書等保存方式において、課税資産の譲渡等について適格請求書を交付しようとする課税事業者は、あらかじめ適格請求書発行事業者の登録を受ける必要があり、適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業

者は、登録申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならないこととされています（旧平成28年改正法による改正後の消法57の2①②）。登録申請書の提出を受けた税務署長は、遅滞なく審査し、その登録を行うこととなりますが、当該登録申請書を提出した事業者について次の事実がある場合には、税務署長は適格請求書発行事業者の登録を拒否できることとされています（旧平成28年改正法による改正後の消法57の2⑤）。

イ 特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。以下同じです。）以外の事業者（旧平成28年改正法による改正後の消法57の2⑤一）……当該事業者が、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。

ロ 特定国外事業者（旧平成28年改正法による改正後の消法57の2⑤二）……次に掲げるいずれかの事実該当すること。

- i 消費税に関する税務代理人がないこと。
- ii 納税管理人を定めていないこと。
- iii 国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。
- iv 正当な理由なく消費税の期限内申告書の提出がなかったこと又は国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であることにより、適格請求書発行事業者の登録を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者であること。
- v 当該事業者が、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。

また、税務署長は、適格請求書発行事業者について、次の事実がある場合には、当該適

格請求書発行事業者の登録を取り消すことができることとされています（旧平成28年改正法による改正後の消法57の2⑥）。

イ 特定国外事業者以外の事業者（旧平成28年改正法による改正後の消法57の2⑥一）

……次に掲げるいずれかの事実該当すること。

- i 1年以上所在不明であること。
- ii 事業を廃止したと認められること。
- iii 合併により消滅したと認められること。
- iv 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

ロ 特定国外事業者（旧平成28年改正法による改正後の消法57の2⑥二）……次に掲げるいずれかの事実該当すること。

- i 事業を廃止したと認められること。
- ii 合併により消滅したと認められること。
- iii 確定申告書の提出期限までに、当該申告書に係る税務代理の権限を有することを証する書面が提出されていないこと。
- iv 納税管理人を定めていないこと。
- v 正当な理由なく消費税の期限内申告書の提出がなかったこと。
- vi 国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。
- vii 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

(2) 改正の内容

① 適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の見直し

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで登録を受けられるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間（改正前：令和5年10月1日の属する課税期間）に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合には、登録日から登録日の属する課税期間の末日までの間について事業者免税点制度を適用しないこととし、課税期

間の途中であっても登録日から適格請求書発行事業者（課税事業者）になることができることとされました（平成28年改正法附則44④）。なお、事業者が予見可能性をもってその登録を受けることができるようにするため、適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受ける際の登録申請書には、登録を希望する年月日を記載することができることとされました（消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第18号）附則4四）。

一方で、現行制度において課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となった場合に2年間は免税事業者に戻ることができないこととされていること（消法9⑥）とのバランスを考慮し、適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受ける場合、登録日の属する課税期間が令和5年10月1日を含む課税期間である場合を除き、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しないこととされました（平成28年改正法附則44⑤）。

また、特定非常災害の被災者である適格請求書発行事業者が、適格請求書発行事業者の登録を取り消して免税事業者になろうとする場合において、その登録の取消しを求める旨の届出書を税務署長に提出したときは、その届出をした日の翌日から登録の効力が失われることとなる特例（措法86の5⑬）が設けられています。特定非常災害により当該特例の適用を受け、その登録が取り消された場合は、上記の適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受けて登録日から登録日の属する課税期間の末日までの間について事業者免税点制度を適用しないこととされている場合であっても、事業者免税点制度を適用できることとされています（旧平成30年改正消令附則16）が、今般の改正により登録日の属

する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について事業者免税点制度を適用しないこととされる場合について、特定非常災害により当該特例の適用を受けた場合には事業者免税点制度を適用できることとされました（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号。以下「平成30年改正消令」といいます。）附則16②）。

そのほか、簡易課税制度の選択については、改正後の適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受けて課税期間の途中から適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者が、その登録日を含む課税期間中（改正前：令和5年10月1日を含む課税期間中）に当該課税期間から適用を受ける旨を記載して簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなして、当該課税期間から簡易課税制度を適用できることとされました（平成30年改正消令附則18）。

② 適格請求書発行事業者の登録拒否要件及び登録取消要件の見直し

適格請求書発行事業者の登録申請書を提出した事業者が国税通則法第117条第1項の規定により納税管理人を定めなければならない

にもかかわらず納税管理人の届出をしていないときは、当該事業者が特定国外事業者であるか否かにかかわらず、税務署長はその登録を拒否できることとされ（平成28年改正法による改正後の消法57の2⑤一イ・二ロ）、既に適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとされました（平成28年改正法による改正後の消法57の2⑥一二・二二）。

また、事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして適格請求書発行事業者の登録を受けた場合にも、税務署長はその登録を取り消すことができることとされました（平成28年改正法による改正後の消法57の2⑥一へ・二チ）。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成28年改正法等の一部を改正することにより行われており、令和4年4月1日から施行されています（改正法附則1、改正消令附則1、改正消規附則1）。また、上記②について、令和4年4月1日前に適格請求書発行事業者の登録申請書が提出されており、施行の際に登録の拒否がされていないものについては、なお従前の例によることとされています（改正法附則1、78）。

適格請求書等保存方式に係る登録手続の柔軟化

【改正前】

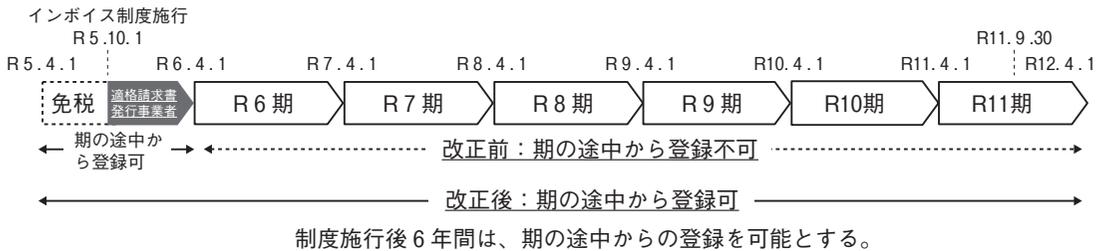
- 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請した場合、令和5年10月1日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができるとする。
 - 一方、その後の課税期間においては、課税期間の途中からの登録を受けることはできない。
- ※ 課税事業者選択届出書と登録申請書を提出し、当該申請書を提出した翌課税期間から登録を受けることとなる。

【改正後】

- 免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においても、課税期間の途中からの登録を可能とする（簡易課税の適用も可能とする）。

(注1) 課税事業者選択届出書を提出することで課税転換した場合とのバランスを考慮し、登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの間は、事業者免税点制度の適用を制限する（令和5年10月1日の属する課税期間を除く）。

(注2) 令和4年4月1日施行。



2 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除に関する経過措置の見直し

(1) 改正前の制度の概要

令和5年10月1日以後に国内において行った課税仕入れに係る仕入税額控除制度の適用については、原則として、適格請求書等の保存が要件とされますが、適格請求書等保存方式を円滑に実施する観点から、適格請求書発行事業者以外の者から行う課税仕入れであっても、現行の区分記載請求書等保存方式における記載事項を満たした帳簿及び区分記載請求書等が保存されていることを要件として、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間は仕入れに係る消費税額相当額の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間は仕入れに係る消費税額相当額の50%の控除を認める経過措置が設けられています（旧平成28年改正法附則52①、53①）。

ここで保存が必要となる区分記載請求書等は、

次の事項が記載された「書類」をいい、これらの事項が記録された電磁的記録を保存しても当該経過措置の適用対象とはされていません。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

また、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなして仕入税額控除の対象とすることとされています（消法36①③）。以下「棚卸資産の調整措置」といい

ます。)が、上記の経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る棚卸資産については、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間はその消費税額の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間はその消費税額の50%を仕入税額控除の対象とすることとされています(旧平成28年改正法附則52④、53④)。

(2) 改正の内容

上記の経過措置の適用を受けるために保存が必要な区分記載請求書等に代えて、その区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を保存している場合にも、当該経過措置の対象とすることとされました(平成28年改正法附則52①、53①)。

(注) 電磁的記録とは、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)第2条第3号に規定する電磁的記録をいいます。

また、棚卸資産の調整措置については、免税事業者である間に行う仕入れの相手方が課税事業者であるか免税事業者であるかの区分を不要とするため、棚卸資産に係る消費税額の全額を仕入税額控除の対象とすることとされました(消法36①③、平成28年改正法附則52④、53④)。

なお、上記の経過措置の適用を受けて消費税額相当額の80%又は50%が仕入税額控除の対象とされる棚卸資産について、課税事業者から免税事業者となる場合における棚卸資産の調整措置(消法36⑤)の適用を受ける場合には、引き続き、その消費税額相当額の80%又は50%について、仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額に含まれないこととされています(平成28年改正法附則52④、53④)。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成28年改正法の一部を改正することにより行われており、令和4年4月1日に条文は改正されましたが(改正法附則1)、適格請求書等保存方式の施行は、令和5年10月

1日です。

3 仕入明細書等による仕入税額控除の適用要件の明確化

(1) 改正前の制度の概要

適格請求書発行事業者である個人事業者が家事用資産の売却(不課税売上げ)を行う場合、売り手である当該個人事業者は適格請求書を交付することはできません(平成28年改正法による改正後の消法57の4①)。そのため、売り手が家事用資産として売却したものについて、買い手である事業者は仕入税額控除の適用を受けることができません。

また、買い手である事業者が課税仕入れに係る仕入明細書等を作成し、仕入明細書等の記載事項について売り手(課税仕入れの相手方)の確認を受けた場合には、当該課税仕入れについて仕入税額控除が可能とされています(旧平成28年改正法による改正後の消法30⑨三)。

(2) 改正の内容

適格請求書等保存方式において、仕入明細書等による仕入税額控除は、課税仕入れの相手方である売り手にとって課税資産の譲渡等に該当する場合に限り適用できることが明確化されました(平成28年改正法による改正後の消法30⑨三)。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成28年改正法の一部を改正することにより行われており、令和4年4月1日に条文は改正されましたが(改正法附則1)、適格請求書等保存方式の施行は、令和5年10月1日です。

4 公売等において執行機関が適格請求書を交付する場合の特例の整備

(1) 改正前の制度の概要

国税等の滞納者である事業者の財産を公売等の強制換価手続により売却する場合については、

消費税法上、滞納者から買受人への資産の譲渡等に該当することとなります。このため、適格請求書等保存方式においては、適格請求書発行事業者である滞納者が適格請求書を交付し、買受人が当該適格請求書を保存することで、買受人は仕入税額控除が可能とされています（平成28年改正法による改正後の消法30⑨一）。

一方で、滞納者の意思にかかわらず強制的に財産を売却するという強制換価手続の性質に鑑みると、買受人が適格請求書発行事業者である滞納者から適格請求書の交付を直接受けることや、媒介者交付特例（旧平成30年改正消令による改正後の消令70の12）により執行機関が適格請求書を滞納者に代わり交付するために、滞納者から適格請求書発行事業者の登録を受けている旨の通知を受けることについては、困難が伴う場合が想定されました。

（注1） 強制換価手続とは、滞納処分（その例による処分を含みます。以下同じです。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいいます（徴法2十二）。

（注2） 執行機関とは、滞納処分を執行する行政機関その他の者、裁判所（民事執行法（昭和54年法律第4号）第167条の2第2項に規定する少額訴訟債権執行にあっては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいいます（徴法2十三）。

（2）改正の内容

強制換価手続により執行機関を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合であって、滞納者が適格請求書発行事業者である場合には、当該執行機関は、当該滞納者から適格請求書発行事業者の登録を受けている旨の通知を受けることなく、滞納者に代わって適格請求書の交付、又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供することを可能とする特例が設けられました（平成30年改正消令による改正後の消令70の12⑤）。この特例の適用を受ける場合の

適格請求書には、適格請求書発行事業者である滞納者の氏名等に代えて、当該執行機関の名称及びこの特例の適用を受ける旨を記載することとされています。また、執行機関がこの特例の適用を受けて適格請求書を交付し、又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合には、速やかに当該適格請求書の写し又は当該電磁的記録を適格請求書発行事業者である滞納者に交付し、又は提供しなければならないこととされました（平成30年改正消令による改正後の消令70の12③⑥）。なお、執行機関が買受人を特定せずに公売等を実施することはないことから、適格簡易請求書については、本特例の対象とされていません。

（3）適用関係

上記の改正は、平成30年改正消令の一部を改正することにより行われており、令和4年4月1日に条文は改正されましたが（改正消令附則1）、適格請求書等保存方式の施行は、令和5年10月1日です。

5 特定収入がある場合の仕入控除税額の調整計算の整備

（1）改正前の制度の概要

消費税は、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、取引の各段階において、その販売、提供等を行う事業者を納税義務者として課税されますが、そうした仕組みを採る関係上、各取引段階で二重、三重に消費税が課されないよう、事業者の納付税額の計算に当たっては、その前段階で課された消費税額を控除する「仕入税額控除制度」が設けられています（消法30）。この仕入税額控除制度は、課税の累積を排除する観点から設けられている制度であるため、仕入れ等に係る消費税額のうち、課税売上げに対応するもののみが仕入税額控除の対象とされています。

国、地方公共団体、公共法人等（消法別表3に掲げる法人）及び人格のない社団等（以下

「国等」といいます。)は、恒常的に税金、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入(以下「特定収入」といいます。)を得て運営されていますが、このような特定収入によって賄われる課税仕入れは課税売上げのコストを構成しない、言い換えれば、特定収入によって賄われる課税仕入れは最終消費的な性格を持つものであり、特定収入はその費用の分担の側面に過ぎないと考えられます。そこで、国等における課税仕入れ等の税額(消法30②)の計算に当たっては、特定収入により賄われる課税仕入れ等の税額として算出した金額を課税仕入れ等の税額の合計額から控除する(=仕入税額控除を制限する)調整規定(以下「特定収入がある場合の仕入控除税額の調整計算」といいます。)が設けられています(消法60④、旧平成30年改正消令による改正後の消令75)。

特定収入がある場合の仕入控除税額の調整計算については、課税仕入れ等に係る特定収入(=使途が課税仕入れ等であることが明らかな特定収入)に対応する課税仕入れ等の税額については仕入税額控除を直接制限し(下記Aに対応する部分)、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(=収入時点で使途が課税仕入れ等に充てられることが明らかでない特定収入)に対応する課税仕入れ等の税額については事業収入との比率で按分して仕入税額控除を制限する(下記Bに対応する部分)こととされており、その具体的な計算方法は次のとおりです(旧平成30年改正消令による改正後の消令75④)。

- ① その課税期間における課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95%以上である場合(旧平成30年改正消令による改正後の消令75④一)

控除制限額 = A + B

$$A = \frac{\text{課税仕入れ等に係る特定収入の合計額}}{\text{特定収入の合計額}} \times \frac{7.8}{110} \quad (\text{注1})$$

$$B = \left(\frac{\text{課税仕入れ等の税額の合計額}}{\text{税額の合計額}} - A \right) \times \text{調整割合} \quad (\text{注2})$$

(注1) 課税仕入れ等に係る特定収入の合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は軽減対象課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については108分の6.24を乗じます(平成30年改正消令による改正後の消令75④一～三)。以下②③においても同じです。

(注2) 調整割合とは、課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該課税期間における課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額を加算した金額のうち当該課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額の占める割合をいいます(消令75④一ロ)。以下②③においても同じです。

- ② その課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を適用している場合(旧平成30年改正消令による改正後の消令75④二)

控除制限額 = (A₁ + A₂) + B

$$A_1 = \frac{\text{法令等において課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等のためのみに使用することとされている特定収入の合計額}}{\text{法令等において課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等のためのみに使用することとされている特定収入の合計額}} \times \frac{7.8}{110}$$

$$A_2 = \frac{\text{法令等において課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等のためのみに使用することとされている特定収入の合計額}}{\text{課税売上割合}} \times \frac{7.8}{110}$$

$$B = \left(\frac{\text{課税仕入れ等の税額の合計額}}{\text{税額の合計額}} - (A_1 + A_2) \right) \times \text{調整割合}$$

- ③ その課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を適用している場合(旧平成30年改正消令による改正後の消令75④三)

控除制限額 = A + B

$$A = \frac{\text{課税仕入れ等に係る特定収入の合計額}}{\text{課税売上割合}} \times \frac{7.8}{110}$$

$$B = \left(\frac{\text{課税仕入れ等の税額の合計額}}{\text{調整割合}} - A \right) \times \text{調整割合}$$

令和5年10月1日から施行される適格請求書等保存方式の下では、仕入税額控除制度の適用を受けるため、原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が必要とされ、適格請求書発行事業者以外の者から行う課税仕入れは仕入税額控除の対象外となります（平成28年改正法による改正後の消法30）。一方で、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整計算においては、特定収入の用途について適格請求書発行事業者から行うものであるか否かを区別することなく、特定収入のあった課税期間において特定収入の金額により控除制限額の計算をすることとしています（旧平成30年改正消令による改正後の消令75④）。そのため、課税仕入れ等に係る特定収入により適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入れを行った場合、その課税仕入れに係る消費税額が仕入税額控除の対象とならないにもかかわらず、計算上、仕入税額控除の制限が行われることとなります。

(2) 改正の内容等

前述のとおり、課税仕入れ等に係る特定収入により適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入れを行った場合においては、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整計算による仕入税額控除の制限が過大となるため、今般の改正では、課税仕入れ等に係る特定収入を適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てたことが客観的な文書により確認できる場合には、その課税仕入れに係る消費税相当額を取り戻すことができることとされました。具体的には、事業者（課税事業者に限ります。）が、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整計算が適用されている場合において、法令若しくは交付要綱等によりその用途を報告すべきこととされて

いる文書又は国、地方公共団体が合理的な方法により用途を明らかにした文書（消令75①六ロ）により適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額（以下「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」といいます。下記（注1）参照）の合計額を明らかにしているときは、簡易課税制度の適用を受けている場合を除き、控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額に係る消費税相当額に「1 - 調整割合」を乗じた金額（以下「調整対象額」といいます。）をその明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できることとされました（平成30年改正消令による改正後の消令75⑧）。以下「控除対象外仕入れに係る調整計算」といいます。）。その具体的な計算方法は次のとおりです。

- ① 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上が5億円以下で課税売上割合が95%以上である場合（平成30年改正消令による改正後の消令75⑧一）

$$\text{調整対象額} = \frac{\text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額}}{\text{調整割合}} \times \frac{7.8}{110} \times \left(1 - \text{調整割合} \right)$$

(注1) (注2) (注3)

(注1) 控除対象外仕入れに係る支払対価の額には、免税事業者である課税期間及び簡易課税制度の適用を受ける課税期間において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。また、控除対象外仕入れに係る支払対価の額は、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであることにより仕入税額控除の適用を受けないこととなるものに限られます（平成30年改正消令による改正後の消令75⑧）。以下②③においても同じです。

(注2) 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については108分

の6.24を乗じます（平成30年改正消令による改正後の消令75⑧一～三）。以下②③においても同じです。

(注3) 「1 - 調整割合」とは、課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該課税期間における課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額を加算した金額のうち当該資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合（＝事業収入の割合）を指します。以下②③においても同じです。

なお、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整計算では、「用途が課税仕入れ等であることが明らかな特定収入」に係る控除制限額（上記(1)におけるA）を用いて「用途が課税仕入れ等に充てられることが明らかでない特定収入」に係る控除制限額（上記(1)におけるB）を算出するため、これらの特定収入に係る控除制限額は連動して計算されることとなります。このため、「用途が課税仕入れ等に充てられることが明らかでない特定収入」に係る計算への影響額を考慮して調整を行う必要があることから、控除対象外仕入れに係る調整計算において控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額の消費税相当額に「1 - 調整割合」を乗じることとしています。これにより得られる計算結果は、「特定収入がある場合の仕入控除税額の調整計算」について、当初の特定収入から適格請求書発行事業者以外の者から行う課税仕入れの額を除外して行ったものと同様となります。

- ② 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を適用している場合（平成30年改正消令による改正後の消令75⑧二）
調整対象額 = (A + B) × (1 - 調整割合)

$$A = \frac{\text{課税資産の譲渡等によるのみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{7.8}{110}}$$

$$B = \frac{\text{課税資産の譲渡等とその他の課税資産の譲渡等に共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times \text{課税売上割合}^{(注)}}{110}$$

(注) 課税売上割合は、課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上割合（消法30⑥）を用います。以下③においても同じです。

- ③ 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を適用している場合（平成30年改正消令による改正後の消令75⑧三）

$$\begin{aligned} \text{調整対象額} &= \frac{\text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times \text{課税売上割合}}{\times \left(1 - \frac{\text{調整割合}}{\text{割合}}\right)} \end{aligned}$$

その際、課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れ等に係る支払対価の額の合計額のうち控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額の占める割合が僅少である場合にまで控除対象外仕入れに係る調整計算を行うことは事業者の事務負担となることから、控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額の占める割合が5%を超える場合においてのみ、控除対象外仕入れに係る調整計算ができることとされました（平成30年改正消令による改正後の消令75⑨）。

なお、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除に関する経過措置（上記2(1)参照）の適用を受ける場合の控除対象外仕入れに係る調整計算は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までに適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係るものについては調整対象額の20%、令和8年10月1日から令和11年9月

30日までに適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係るものについては調整対象額の50%を課税仕入れ等の税額の合計額へ加算することとなります（平成30年改正消令附則22②、23②）。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成30年改正消令の一部を改正することにより行われており、令和4年4月1日に条文は改正されましたが（改正消令附則1）、適格請求書等保存方式の施行は、令和5年10月1日です。

二 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

1 改正の背景

納税地を所轄する税務署長の許可を受けた輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して、当該非居住者とその出国の際に海外に持ち出す一定の物品を所定の手続により譲渡した場合には、消費税を免除することとされています（消法8）。輸出物品販売場における資産の譲渡等が、輸出取引と同様に消費税が免除されているのは、国内において行う資産の譲渡等ではあるものの、出国の際に国外へ持ち出すことを前提とした販売であり、その実質は輸出取引と変わることがないと考えられることによるものです。

また、現行の輸出物品販売場制度では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」といいます。）第6条第1項第6号に規定する非居住者（以下単に「非居住者」といいます。）が免税購入可能な者とされています。このため、輸出物品販売場を経営する事業者は、外国人旅行者等からパスポート等の提示を受け、非居住者であることの確認をして免税販売を行っていますが、非居住者の在留資格によっては、パスポートに加えて海外に在住していることや日本で就労していないことについての確認書類等を求める必要が生じます。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要は大きく落ち込んでいる状況にありますが、それ以前においては、こうした確認手続が煩雑であることにより、輸出物品

販売場において免税販売手続のための長い行列ができるなど、外国人旅行者等の満足度の低下につながる事例もあり、事業者の側からも改善を求める声が上がっていました。

こうした状況を踏まえ、免税購入可能な者及びその確認方法を明確化しつつ、デジタル技術も活用することで、原則として旅券のみを確認することにより免税購入可能な者であることを確認することができるよう国土交通省から税制改正要望が提出されました。そういった要望も踏まえ、令和4年度税制改正においては、免税購入可能な者の範囲を見直すこととされたほか、外国人旅行者等が旅券等に係る情報を電子的に提供することができるよう見直しが行われました。

また、税関事務の簡素化の一環として、輸出物品販売場において免税購入した者が免税購入した物品を出国時まで輸出しない場合に、当該物品につき免除された消費税額に相当する消費税について直ちに徴収（以下「即時徴収」といいます。）等を行うこととされている税関長の権限について、見直しが行われました。

2 改正前の制度の概要及び改正の内容

(1) 免税購入可能な者の範囲の見直し

輸出物品販売場で免税購入可能な者は、外為法上の非居住者とされており、具体的には、次のとおりとされています（外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年蔵国第4672号）（抄））。

(1) 本邦人の場合

イ 本邦人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱うが、次に掲げる者については、その住所又は居所が外国にあるものと推定し、非居住者として取り扱う。

(イ) 外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む。）

に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
(ロ) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者

(ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる者のほか、本邦出国後外国に2年以上滞在するに至った者

(ニ) (イ)又は(ハ)までに掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6月未満のもの

ロ イにかかわらず、本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱う。

(2) 外国人の場合

イ 外国人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有しないものと推定し、非居住者として取り扱うが、次に掲げる者については、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱う。

(イ) 本邦内にある事務所に勤務する者

(ロ) 本邦に入国後6月以上経過するに至った者

ロ イにかかわらず、次に掲げる者は、非居住者として取り扱う。

(イ) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者

(ロ) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人。ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。

前述のとおり、一部の者についてはこの非居住者であることの確認手続が煩雑であったため、免税購入可能な非居住者の範囲及びその確認方法を明確化し、原則として旅券のみを確認することにより免税購入可能な者であることの判定を可能とするよう要望がありました。このため、令和4年度税制改正において免税購入可能な者の範囲を見直すこととされ、次に掲げる者（以下「免税購入対象者」といいます。）がその対象とされました（消法8①、消令18①、消規6①）。

イ 日本国籍を有しない者

非居住者であって次に掲げる者

・ 短期滞在、外交、公用の在留資格をもって在留する者（出入国管理及び難民認定法別表1の1、別表1の3）

・ 寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可を受けて在留する者（出入国管理及び難民認定法14～18）

・ 合衆国軍隊の構成員等（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定1）

ロ 日本国籍を有する者

非居住者であって、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有する者であることについて在留証明又は戸籍の附票の写し（最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限り）により確認された者

（注）日本国籍を有する者は旅券のみで非居住者か否かを判定することが困難であるため、旅券に加えて公的書類により確認ができるよう対象範囲を含めた見直しが行われています。

この改正により、原則として旅券のみを確認することにより免税購入対象者かどうかの判定ができるようになります。なお、外国人旅行者のほとんどは短期滞在の在留資格又は船舶観光上陸許可で入国する者であり、これらの者は引き続き免税購入可能な者となります。

また、輸出品販売場を経営する事業者は、日本国籍を有する免税購入対象者について、その者から提示を受けた在留証明又は戸籍の附票の写しに記載された事項を購入記録情報として送信するか、これらの写しの提出を受けて輸出品販売場に保存することとされています（消令18③⑦、消規6③）。

○ 令和4年度改正において限定される免税購入対象者の範囲

	非居住者（外為法）	居住者（外為法）
外国人 （非居住者が原則）	【改正前】 外為法上の非居住者 = 居住者以外の者	○本邦内にある事務所に勤務する者 ○本邦に入国後6月以上経過している者
	【改正後】 非居住者のうち、以下の在留資格又は上陸許可の者 在留資格：短期滞在、外交、公用 上陸許可：寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可	
日本人 （居住者が原則）	【改正前】 外為法上の非居住者 ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③本邦出国後外国に2年以上滞在している者 ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者	非居住者以外の者
	【改正後】 非居住者のうち、国内以外の地域に2年以上住所又は居所を有する者であることが在留証明又は戸籍の附票の写し（最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限る。）により確認された者	

※ 網掛け部分が免税購入対象者

(2) Visit Japan Webを用いた旅券等の情報の提供に係る見直し

輸出物品販売場制度において外国人旅行者等が免税購入する際は、輸出物品販売場を営業者に対してその所持する旅券等を提示し、その所持する旅券等に記載された情報を提供することとされています（旧消令18②一～三）。また、当該事業者は、旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した電磁的記録（購入記録情報）を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供することとされています（旧消令18⑥）。

現在、CIQ業務（税関、入管、検疫）等の手続のデジタル化を通じ、入国者の利便性向上と業務効率化を実現する観点から、デジタル庁により「Visit Japan Web」（ウェブサービス）が提供されています。今般の改正では、この「Visit Japan Web」の活用を念頭に、デジタル庁が整備・管理をする情報システムにより旅券

等に係る情報が表示された通信端末機器の画面を免税購入対象者が提示することにより、旅券等に係る情報を輸出物品販売場を営業者に対して提供することが可能となるよう見直しが行われました（消令18③一イ・二・三イ）。これにより、免税購入対象者は、輸出物品販売場（対応店舗に限ります。）において、「Visit Japan Web」に事前に取り込んだ旅券に係る情報（氏名、国籍、生年月日、在留資格、上陸年月日、旅券の種類及び番号）が記録された二次元コードを通信端末機器の画面で提示し、その二次元コードを当該輸出物品販売場を営業者が読み取る方法により、その情報を提供できることとなります。

(3) 即時徴収等を行う場合の税関長の権限の委任

非居住者（上記(1)の改正により免税購入可能な者の範囲が見直されるため、令和5年4月1日以後は「免税購入対象者」となります。以下

同じです。)が輸出物品販売場において購入する物品については、出国の際に海外に持ち出すことを前提として免税価格で販売されるものです。そのため当該物品を購入した非居住者は、本邦から出国する際に、当該物品の持ち出し確認のため、その出港地を所轄する税関長にその所持する旅券等を提示しなければならないこととされており(消令18⑤)、非居住者が本邦から出国する日までに当該物品を輸出しないときは、その者が災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことについて税関長の承認を受けた場合を除き、その出港地を所轄する税関長は、その者から当該物品につき免除された消費税額に相当する消費税を即時徴収することとされています(消法8③)。

今般の改正では、税関事務の簡素化の観点から、免税購入した物品を輸出しない場合に行われる消費税の即時徴収の権限など、次に掲げる税関長の権限について、当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関官署の長に委任できることとされました(消法8⑩、消令18の6)。

- 亡失に係る承認(消法8③本文)
- 即時徴収(消法8③本文)

- 即時徴収する消費税に関する次の権限
 - ・ 賦課決定(通法33③による読替後の通法32①～④)
 - ・ 口頭による賦課決定の通知(通法33④)
 - ・ 納税の告知(通法45①による読替後の通法36)
 - ・ 繰上請求(通法45①による読替後の通法38①②)
 - ・ 滞納処分(通法45①による読替後の通法40)
 - ・ 国税の徴収(通法43①ただし書)
 - ・ 徴収の引継ぎ(通法43④)
 - ・ 徴収の引継ぎ時の納税者への通知(通法43⑤)

3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和5年4月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用し、同日前の課税資産の譲渡等については、なお従前の例によることとされています(改正法附則1四、19①)。また、上記2(2)の改正は、令和5年4月1日から適用され(改正消令附則1一)、2(3)の改正は、令和4年4月1日から適用されています(改正法附則1、改正消令附則1)。

三 その他の改正

1 個人事業者に係る納税地の異動の届出等の廃止

(1) 改正前の制度の概要

個人事業者は、その所得税の納税地を住所地から居所地や事務所等の所在地に変更する場合には、その変更前の納税地の所轄税務署長に納税地の変更に関する届出書(以下「変更届出書」といいます。)を提出しなければならないこととされ(旧所法16①～④)、当該変更届出書が提出された場合には、消費税の納税地も変更することとされています(旧消法21①②)。

また、消費税の納税地に異動があった場合に

は、その異動前の納税地の所轄税務署長に納税地の異動に関する届出書(以下「異動届出書」といいます。)を提出しなければならないこととされています(旧消法25)。

(2) 改正の内容

上記変更届出書及び異動届出書は、納税者の納税地の変更又は異動の状況を税務署長が的確に把握し円滑な事務処理を行うために提出することとされていましたが、今般の改正では、ワンソンリー(一度提出した情報は二度提出することは不要とする)を徹底する観点や、変更後及び異動後の納税地については、提出された

確定申告書等に記載された内容や住民基本台帳ネットワークシステムを通じて入手した個人事業者の住民票情報から課税当局において把握することが可能であることを踏まえ、個人事業者に係る変更届出書及び異動届出書について、その提出が不要とされました。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和5年1月1日以後の個人事業者の納税地の変更及び異動について適用し、同日前の個人事業者の納税地の変更及び異動については、なお従前の例によることとされています（改正法附則1三、19②③）。

2 輸出入関係証明書類の範囲の見直し

(1) 改正前の制度の概要

① 輸出関係証明書類

消費税は、国内において消費される財貨やサービスに対して税負担を求めていることから、輸出されたことにより、輸出した先の国（国外）で消費される財貨や、国際通信、国際運送など輸出に類似する取引については、消費税を免除することとされています（消法7①）。

この輸出免税の適用を受けるには、次のとおり、一定の事項が記載された書類（以下「輸出許可書等」といいます。）又は帳簿を整理し保存することにより、その取引が輸出处等であることを証明することが必要となります（消法7②、消規5）。

- ・ 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡等である場合（消規5①一）……当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可があったことを証する書類等
- ・ 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡等で郵便物として当該資産を輸出した場合（消規5①二）……日本郵便株式会社（以下単に「日本郵便」といいます。）から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類等

- ・ 国内及び国内以外の地域にわたって行われる輸送若しくは通信又は郵便若しくは信書便である場合（消規5①三）……これらの役務の内容や対価の額、相手方の氏名等を記載した書類等
- ・ 消費税法第7条第1項各号に掲げる資産の譲渡等のうち上記の資産の譲渡等以外の資産の譲渡等である場合（消規5①四）……当該資産の譲渡等を行った相手方との契約書等で当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容や対価の額、相手方の氏名等が記載されている書類

② 輸入関係証明書類

消費税の納付税額の計算に当たっては、課税期間中の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中の課税仕入れ等の税額を控除（仕入税額控除）して行うこととなりますが、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、その課税仕入れ等に関する仕入先等の一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存することが要件とされています（消法30⑦～⑨）。

このうち、その課税仕入れ等の税額が輸入（保税地域からの引取りに係る課税貨物）に係るものである場合については、その課税貨物を保税地域から引き取る事業者が税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可があったことを証する書類など、次に掲げる書類又は当該書類に関する税関長が交付した証明書類（以下「輸入許可書等」といいます。）を保存する必要があります（消法30⑨三、消令49⑤⑥）。

- ・ 輸入の許可があったことを証する書類
- ・ 特例申告書の提出があったことを証する書類
- ・ 輸入の許可前に保税地域から課税貨物を引き取る承認があったことを証する書類
- ・ 賦課決定通知書
- ・ 郵便物に係る賦課決定通知書とみなされる書面

- ・ 消費税の納付前に郵便物を受け取る承認があったことを証する書類
- ・ 輸入の許可後に修正申告書の提出があったことを証する書類
- ・ 輸入の許可後に行われた更正に係る更正通知書又は決定通知書
- ・ 関税法第85条第1項の規定による公売又は売却に係る代金が充当されたことを証する書類

(2) 改正の内容

上記の輸出免税を適用する要件として保存することとされている輸出許可書等及び仕入税額控除を適用する要件として保存することとされている輸入許可書等の範囲に、これらの書類に係る電磁的記録を含めることとされました（消規5④、消令49⑦）。

なお、これらの電磁的記録の保存方法については、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年大蔵省令第43号）第4条第1項各号に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存することとされ（消規5⑤）、その電磁的記録を出力することにより作成した書面による保存も認められています（消規5⑥）。

(3) 適用関係

輸出許可書等に係る改正については、令和4年4月1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等に係る電磁的記録について適用されており（改正消規附則2）、輸入許可書等に係る改正については、同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税に係る電磁的記録について適用されています（改正消令附則2）。

3 郵便物に係る輸入手続等の内国消費税の納付のキャッシュレス化

(1) 改正前の制度の概要

外国貨物を輸入しようとする者は、税関長に

申告し、当該貨物につき必要な検査を経てその許可を受けなければなりません（関税法67）が、その価格が20万円以下の少額郵便物については適用対象外とされており（関税法76）、日本郵便から名宛人に交付された時に輸入の許可があったものとみなされます（関税法74）。この少額郵便物に係る関税は、「賦課課税方式」によることとされており（関税法6の2①二口）、郵便物の交付を受ける名宛人は、原則として、税関長から日本郵便を通じて送達される通知（課税標準及び税額の通知）に基づき、当該郵便物に係る関税を納付した上で、その交付を受けることとされています（関税法77）が、その納付は日本郵便に委託できることとされています（関税法77の2①）。また、令和3年度の関税改正においてその納付についてキャッシュレスで行うことが可能とされています（関税法9の5①③）。

保税地域から引き取られる課税貨物に対する内国消費税の納付手続等については、関税法における外国貨物の輸入手続等と一体的に行うことが要請されることから、課税貨物を内容とする少額郵便物に係る内国消費税の納付についても当該郵便物に係る関税の納付手続と一体で行われるよう輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号。以下「輸徴法」といいます。）に規定され、内国消費税の納付についても日本郵便に委託できることとされています（旧輸徴法7③～⑤）。

(2) 改正の内容

今般の改正においては、令和3年度の関税改正に合わせ、少額郵便物を輸入する際の内国消費税の納付についてキャッシュレスで行うことが可能とされました（輸徴法7③、通法34の3①）。なお、少額郵便物に係る関税と内国消費税の納付方法を一致させるため、関税と内国消費税で異なる納付方法を選択することはできないこととされています（輸徴法7③～⑤）。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日から適用されています（改正法附則1）。

協議して指定するものをいい、50品目が厚生労働省の告示により指定されています（消令14の4、平成3年厚生省告示第130号）。

4 身体障害者用物品の指定

(1) 改正前の制度の概要

消費税においては、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等が非課税とされています（消法別表1十）。

非課税となる身体障害者用物品とは、具体的に義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子その他の物品で身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として厚生労働大臣が財務大臣と

(2) 改正の内容

今般の改正では、非課税物品として指定されている「頭部保護帽」について定義の見直しを行うとともに、既に非課税物品に指定されている物品で個別製品名が掲げられているものについて、バージョンアップ等に伴う所要の改正が行われています。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日から適用されています（令和4年厚生労働省告示第115号）。